

省エネ適判の申請には、「省エネ計算結果登録システム」からダウンロードした「適判用」と刻印された計算結果が必要になります。

※戸建住宅と共同住宅では、計算フローが異なるのでご注意ください。

戸建住宅

共同住宅

①エネルギー消費性能計算プログラムにおいて住戸単位で計算
※共同住宅においても、住戸単位で計算が必要。必要に応じて共用部も計算。

「エネルギー消費性能計算
プログラム」

住宅版 : <https://house.lowenergy.jp/>
非住宅版: <https://building.lowenergy.jp/>

②計算結果を
登録

②各住戸の計算結果を集計
(必要に応じて共用部を合算)

「共同住宅等の計算結果集計プログラム」
<https://aptstd.app.lowenergy.jp/#/>

③住棟全体の計算結果を登録

「省エネ計算結果登録システム」 <https://regist.lowenergy.jp/>

「適判用」と刻印された計算結果・集計結果を適判機関に提出、完了

(住宅トップランナー事業者の方のみ)住宅トップランナー報告システムに登録

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000021.html